

8B-1
no. 19

年 少 労 働 の 現 状

昭 和 37 年 10 月

労 働 省 婦 人 少 年 局

は し が き

36年の労働経済は、経済の引続く高い成長を背景にして、前年の基調を一段と強めた。その特徴としては、大企業ないし中小企業を中心として雇用が引続き増加したこと、求人難現象が前年より広汎化したこと、賃金の上昇テンポが急速に強まり、29年以降最大の増加をみせたこと、などがある。このような労働経済全般の動きのなかで年少労働の情勢がどのような影響を受け、また労働経済全般の動きにどのような影響を与えたか、以下、年少労働の現状を労働省及び関係諸官庁の各種資料に基づいて概説する。

目 次

1. 年少労働の概況	1
2. 年少労働者数	4
3. 雇 用	8
4. 労働条件	13
5. 職業訓練と教育	19
6. 年少労働者の福祉	22
7. 最低年令未満の児童の労働	30
8. 青少年の非行	40

1. 年少労働の概況

求人難の深刻化

36年の雇用は、前年につづく経済の高度成長を背景として、引続き大幅な増加をしめした。とくに大企業を中心とする技術革新を伴う顕著な経済発展が若年労働力に対する需要を著しく高めた。

一方36年の新規中学校卒業者は終戦前後の出生率最低の時期に出生した者であり、前年より約37万人減の140万に過ぎなかった。

これらの要因により、いわゆる求人難の現象は大きく中小企業にしわ寄せされ、中小零細企業においては空前の求人難を現出した。

中小企業における初任給の大幅引き上げ

若年労働力不足に悩む中小企業は、新規卒者獲得のため、労働条件の改善や福祉の向上に努めてきたが、36年における初任給賃金は前年に比して男23.5%、女21.5%と大幅に上昇している。特に小企業における上昇率は平均の上昇率を大きく上廻っている。これは36年の総常用労働者1人平均月間現金給与総額（規模30人以上）の対前年上昇率が11.5%であることからみればその上昇率がいかに大きなものであるか理解できる。

このような初任給の大幅引き上げは、企業内賃金構造にも大きな影響を与えており、企業内の年令・勤続年数別賃金格差の縮小の原因の一つになっている。またこれは賃金体系の面においても年功賃金に対する批判と職務給制度に対する関心を引き起している。

年少労働者の体位

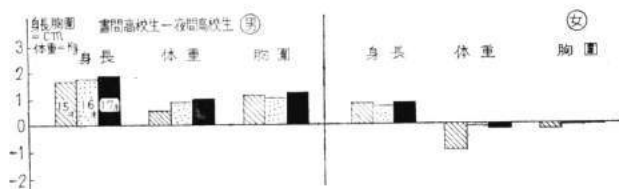
労働条件の改善、福祉の向上など年少労働者の労働環境は著しく改善されている。

このような職場に働く年少者の体位はどのようになっているだろうか。

年少労働者の体格については、統計がなく判然としないが、文部省の保健統計報告の昼間、夜間高校生の体格の相違から推定してみると、別図のとおり男子については夜間高校生の体格の劣性が目立っており、概ね年齢が高くなる程その差が大きくなっている。

一方女子については体重、胸囲についてはむしろ夜間高校生の方が大きく、身長のみ昼間高校生に劣っている。

昼・夜間高校生の体位差



夜間高校の大部分が勤労者であることから両者の差がすべて労働の結果である

とはいえませんが、労働がその原因の一部であることは否めない事実であろう。

勤労青少年の非行は増加している

少年刑法犯検挙人員の職業別人員の率

	31 年	32 年	33 年	34 年	35 年
総 数	100,758 100.0%	114,302 100.0%	124,379 100.0%	139,618 100.0%	147,899 100.0%
労 務 者	22.5	24.0	22.3	22.8	25.3
従 業 員	11.3	12.1	12.5	13.4	13.8
勤 人・自 由 業	4.6	4.0	4.0	3.8	4.0
そ の 他 の 有 職 者	11.6	9.3	9.1	7.6	6.5
無 職	25.0	23.2	24.0	22.8	20.3
学 生・生 徒	24.2	26.9	27.7	29.4	30.0
アメリカ軍人軍属	0.5	0.5	0.2	0.1	0.1

資料 警察庁 犯罪統計書

刑法犯について警察に検挙される少年は年々増加している。これを職業別にみると、労務者（工場・鉱山の労務者、土木建築労務者、交通運輸運

送労務者、仲仕等)、従業員(商店員、飲食店・接客業従業員、家事使用人等)の検挙人員は逐年漸増の傾向を示している。また少年有責人口 1,000 人に対する検挙人員の比率をみると大都市を有する東京、神奈川、京都、大阪、兵庫などの都府県において高率を示しており、近年の新規学卒者の都市集中化と中小企業における離職率の増加などを考えあわせれば、年少労働者の健全育成を図る上からも社会一般の注意深い協力が一層望まれる。

年少労働者がその心身の発育を阻害されないよう十分に保護する労働基準法その他の年少者保護法規のたてまえからしても今後とも労働の及ぼす影響について、さらに研究の余地が残されているのではないだろうか。

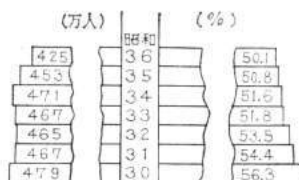
2. 年少労働者数

(1) 年少労働力人口

働く者の割合は年々減少している

36年の年少労働力人口は425万人で前年をさらに28万人と大幅に下廻り、30年以降における最低の数値を示した。これは終戦前後の出生率が最低であつた時期に出生した者が36年に15才に達したことによる絶対数の減少と、高校進学率の上昇により、非労働力化が強まつてきたことに原因している。このような年少労働力人口の絶対数の減少とともに注目されるのは年少労働力人口比率（ $\frac{15\text{才}\sim 19\text{才労働力人口}}{15\text{才}\sim 19\text{才総人口}} \times 100$ ）で、これは年々減少しており、36年は50.1%と前年より0.7%低下し労働人口と非労働人口はほぼ同数となつた。

15才～19才労働力人口・労働力人口比率の推移



注 年少労働力人口比率

$$= \frac{15\text{才}\sim 19\text{才労働力人口}}{15\text{才}\sim 19\text{才総人口}} \times 100$$

資料 総理府統計局労働力調査報告

雇用されて働く者の割合は増えている

従業上の地位別構成比 (15才～19才)

年 別	総 数	自主営業	家 族 従業者	雇 用 者			
				総 数	常 雇	臨 時	日 雇
昭和 36	100.0 %	0.7 %	22.0 %	77.2 %	68.8 %	7.0 %	1.5 %
35	100.0	0.7	22.7	76.1	70.1	4.3	1.9

資料：総理府統計局 労働力調査報告

注) 数値は各年12月のものである。

次に年少労働力がどのような従業上の地位を占めているかをみると、36

年は自営業主 0.7%、家族従業者22.0%、雇用者77.2%となっており、前年に比べて家族従業者の割合は減少し、雇用者の割合が増加している。

(2) 労働基準法適用事業場に働く年少者

中小企業に働く年少者は減少している

適用事業場と年少労働者数



36年12月末現在労働基準法の適用をうける事業場は約 172万で、ここに働く労働者数は約 2082 万人となつてゐる。このうち18才未満の年少労働者は約 135 万人で前年より 9 万 6 千人増えているが、総労働者の中に占める割合

は 6.5 % で前年の 6.7 % より僅かながら減少している。

年少労働者の規模別就業状況を見ると、100人未満の中小規模事業場に働く年少者は全体の59.6%で、34年の66%、35年の65%に比べてその減少が目立っている。

次に、企業規模別の年令構成について35年の数字をみると、18才未満の年少者が企業の労働者中に占める割合は1人から4人の企業規模では11.2

企業規模別年令構成の推移

企業規模 \ 年 令	18才未満			18才～20才未満			20才～30才未満			30才以上		
	33年	34年	35年	33年	34年	35年	33年	34年	35年	23年	34年	35年
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1 人 ～ 4 人	13.0	12.2	11.2	15.4	16.4	15.4	45.1	44.1	45.3	26.6	27.3	28.1
10 人 ～ 99 人	11.5	11.8	10.1	10.6	11.5	12.2	40.0	38.5	38.9	37.5	38.2	38.8
100 人 ～ 999 人	9.2	9.4	9.3	10.2	11.1	12.7	41.9	41.3	40.3	38.8	38.2	37.8
1,000 人 以上	3.3	3.4	3.9	5.6	6.0	7.9	37.7	35.9	35.0	53.4	54.7	53.2

資料：労災特別調査、賃金構造基本調査

%、10人から99人の企業規模では10.1%、100人から999人の企業規模では 9.3 %、1000人以上では 3.9%となっており、規模が小さくなるに従つて

年少労働者の労働力に依存する割合が高くなっている。しかし、これを年度別にみると、18才未満の占める割合は、1人から4人の規模において、33年は13.0%であつたものが、34年には12.2%になり、35年には11.2%と年々減少しており、一方、1000人以上の規模においては、33年以降3.3%、3.4%、3.9%と漸増の傾向にあり、新規学卒者の求人難が小零細企業に特に顕著であることがこの年齢構成の変化にも現われている。

年少者の7割は製造業で働いている

業種別労働基準法適用事業場
年少労働者数

区 分	年 少 労 働 者	
	実 数	構 成 比
計	(千人) 1,351	% 100.0
農 林・水 産 業	7	0.5
鉱 業	2	0.2
土 建 業	26	1.9
工 業(製 造 業)	938	70.2
(工業のうち主なもの)		
機械器具工業	296	21.9
紡 織 業	227	16.8
金 属 工 業	106	7.8
食 料 品 工 業	63	4.7
化 学 工 業	65	4.8
衣服身廻品製造業	46	3.4
商 業	259	19.2
交 通・運 輸 業	28	2.1
各 種 サ ー ビ ス 業	69	5.1
そ の 他	11	0.8

年少労働者の就業状況を業種別にみると機械器具工業の29万6千人、紡織業の22万7千人等を含む製造業には94万8千人が就業しており、全体の70.2%を占めている。ついで数多く就業している業種は商業で25万9千人が就業しており、この製造業と商業の両者に年少者の9割が就業している。

小零細企業で働へ年少者の7割は住込労働者である

中小企業に働く年少者の就労形態の一つとして住込労働がある。中小企業における通勤、住込

別の状況を4人以下の規模でみると、男子では通勤者59.2%、住込者40.8%、女子では通勤者49.9%、住込者50.1%である。

これを18才未満の年少者だけについてみると、男子の通勤者32.6%、住込者67.4%、女子の通勤者28.5%、住込者71.5%男女合計で通勤者30.7%、住込者69.3%となっており、住込労働者の多い零細企業の中でも特に年少労働者に住込のものが多数いることがわかる。

年少労働者の住込状況
(4才以下)

	住込	通勤者
合計	69.3%	30.7
男	67.4	32.6
女	71.5	28.5

資料：労災特別調査 36.8

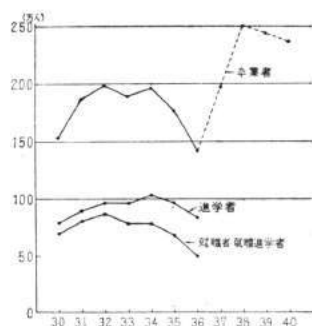
3. 年少労働者の雇用

(1) 中学校卒業後の進路

就職者は50万人

就職者の割合は、進学率に比して年々減少の傾向をたどっており、前年より3%減の35.7%（就職進学者を含む）実数にして18万人少ない約50万人である。

中学卒業後の進路



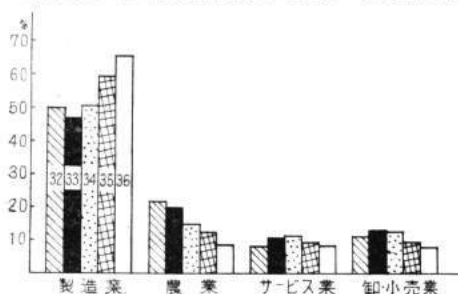
資料：文部統計速報

卒業後の状況累年比率

	卒業者	進学者	就職者	就職進学者	その他
昭和32年3月	100.0	48.1	39.4	3.4	8.6
33年3月	100.0	50.6	37.8	3.1	8.5
34年3月	100.0	52.4	36.8	3.0	7.8
35年3月	100.0	54.9	35.8	2.9	6.4
36年3月	100.0	59.3	32.7	3.0	5.0

資料：文部統計速報

就業先の産業別構成比の推移（主要産業）



資料：文部省統計速報

就職者の65%は製造業に

就職

就職者について、就職先を産業別にみると製造業が最も多く65.5%を占め、年々この比率は増加している。一方農業は年々減少しており、36年には32年当時の半

分にも満たない 8.7%の者が就職している。また、サービス業 8.8%、卸・小売業 8.3%は大きな差はないが漸減の傾向がみられる。

求人3人に就職者1人

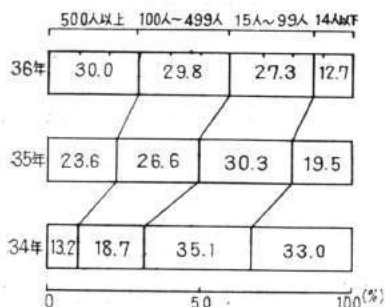
36年の中学卒業者のうち職業安定機関（公共職業安定所及び学校）に求職申込をした者の数は38万9千人で前年に比べて20.4%の減少となっている。一方新規中学卒業者に対する求人数は33年以降の著しい経済成長の影響により106万人で12.0%増加している。次に就職の状況を見ると求人増加にもかかわらず求職が減少したため前年より21.0%減の33万3千人となっている。これを充足率（ $\frac{\text{就職者数}}{\text{求人数}} \times 100$ ）でみると31.1%で前年の43.4%を大幅に割っており深刻な売り手市場を呈している。

大企業に就職した者の割合は34年の2.3倍

就職状況を規模別にみると、500人以上の大規模事業所に対する就職の割合は34年に僅か13.2%

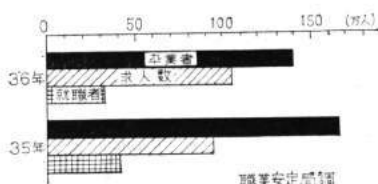
であつたものが35年は23.6%、36年は30.2%と増加し、一方14人以下の零細事業所に対する就職の割合は、34年には就職者の $\frac{1}{8}$ に当る33.0%就職し

就職者の規模別就職状況



資料：職業安定局

卒業生・求人数・就職者比較図



ていたものが、35年には19.5%、36年には就職者の約 $\frac{1}{8}$ の12.7%が就職したにすぎない。

つぎに求人の規模別充足率をみると中学卒業者では500人以上の事業所が63.5%と35年の75.5%を下廻っているとはいえ平均充足率の31.1%の2倍以上を保っている。100人から499人の規模では35.2%、15人から99人の規模では

規模別充足率

	500人以上	100人～ 499人	15人～ 99人	14人以下
36年3月	63.5	35.2	22.5	18.8
35年3月	75.5	51.8	35.4	28.5

22.5%と規模が小さくなるに従って充足率は急激に低下し、14人以下の規模では18.8%となり空前の求人難を現出している。

就職者は第2

次産業に集中

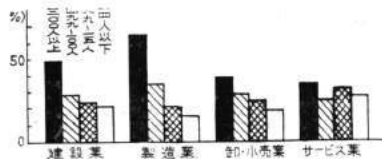
職業安定機関を通じて就職した者の就職先は第2次産業が84.1%と大部分を占め、なかでも82.4%製造業に占められている。一方第一次産業及び第三次産業に就職する者の割合は年々

産業別就職者構成の推移

区 分	33年3月	34年3月	35年3月	36年3月
第一次産業	% 0.4	% 0.3	% 0.2	% 0.2
農 林 水 産 業				
第二次産業	71.9	73.7	81.9	84.1
鉱 業	0.3	0.2	0.1	0.1
建 設 業	2.1	2.4	1.7	1.6
製 造 業	69.5	71.1	80.1	82.4
第三次産業	27.7	26.0	17.9	15.7
卸・小 売 業	16.2	15.4	9.8	7.8
金融・保険・不動産業	0.3	0.2	0.1	0.2
運 輸 通 信 業	1.9	1.6	1.7	2.2
サ ー ビ ス 業	9.2	8.7	5.8	5.2
そ の 他	0.1	0.1	0.5	0.3

資料：職業安定局

主要産業の規模別充足率



減少している。

また、主要産業の規模別充足率をみるとサービス業を除き、規模が小さくなるに従って充足率は悪化し、特に製造業における充足率の規模別

格差は著しく、500人以上の規模においては65.2%と高い充足率を保っているのに対し、14人以下の規模においては全産業で最低の15.4%を示して

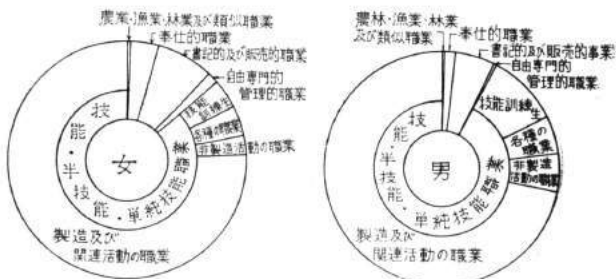
いる。

大部分は技能・半技能、単純技能職業についている

職業安定機関

を通じた就職者を職業分類別にみると、男女とも技能・半技能・単純技能職業に 92.8 %、86.7%とそれぞれ

職業別就職状況



れ大部分をしめ、なかでも製造及び関連活動の職業が大きな部分をしめている。

38%が県外に就職している

地域別就職状況

	35年3月	36年3月
	%	%
A 全就職者	100.0	100.0
B 自県内就職者	63.4	62.0
C 他府県への就職者	36.6	38.0
D Cのうち東京・大阪・愛知への就職者	(70.3)	(70.3)

新規に学校を卒業し県外の事業所へ就職した者は35年に就職者の36.6%に当たる15万人であつたものが、36年は38.0%に当たる12万5千人が県外に就職している。なお36年に他都府県へ就職

した者の70.3%は東京、大阪、愛知の三都府県に集中している。

集団求人は43都道府県で実施

集団求人は中小企業の求人難を解決する方策として、新規学校卒業者に対し、求人者の業種別団体や地域団体を中心に求人指導、求人条件の集団的相互保証により求人条件の向上を図り、これによつて新規労働力の確保

集 団 求 人 の 実 施 状 況

	A 団 体 数	B 加盟店社数	C 求 人 数	D 就 職 者 数	E (%) 充足率 $\frac{D}{C}$
32 年 3 月	61	—	5,386	2,338	43.4
33 年 3 月	257	54,111	21,814	8,997	41.3
34 年 3 月	485	109,192	33,000	16,267	49.0
35 年 3 月	504	104,132	53,147	13,992	26.0
36 年 3 月	533	101,092	58,627	10,944	19.0

を目的として32年以降労働省において推進してきた方式である。36年3月新規卒業者に対する集団求人の実施状況をみると、求人申込団体数は533と前年より29団体、求人数は5万9千人で前年より6千人とそれぞれ増加している。一方就職者は1万1千人で前年より逆に3千人減少し、充足率は19.0%で転期に立たされたと云われた35年より更に7%も低下している。低下の原因は、36年は求職者の絶対数が著しく少なかったこと並びに経済界の好況が反映して求人数が増加し、なかんずく大企業の求人が増加したためこれに求職者が吸収されたこと等によるものと考えられる。しかし平均従業員数が10人足らずの集団求人団体加盟の事業場における充足率が19%あることはこれと同一規模程度の充足率が極めて低位にあることと中小企業に働く年少者の労働条件の向上と安定に貢献する面を考え合わせればこの方式の効果も看過することはできない。

次に実施状況を都道府県別にみると36年は群馬、和歌山、大分の三県を除く43都道府県において実施された。団体数では東京の112団体、愛知74団体、大阪61団体の順で多く、次いで東京近県の埼玉、神奈川のそれぞれ35団体、26団体がこれを追っている。

なお、集団求人団体の約80%に当たる425団体が業種団体として集団求人を実施しているが、主な業種は織物業、洋服業のそれぞれ43団体を筆頭に鉄工業の29団体、理容業27団体、製パン業、クリーニング業、美容業の各々26団体となっており、業種は72の多岐にわたっている。

4. 労 働 条 件

近年の引き続く若年労働者の充足難を契機として労働条件改善の動きは著しく、特に中小企業・商店等における一せい週休制・一せい閉店制の採用、最低賃金制の普及、初任給の大幅引き上げなどその改善の気運は醸成されてきた。

36都府県において一せい閉店を実施

中小商店等における長時間労働を規制するため事業主相互の自主的申し合せによる一せい閉店制の採用は、従来からもかなり行なわれていたが、千葉県において、35年10月から全県で一せいに午後9時を閉店時刻とする一せい閉店制を実施に移し、県下18市、27町村において約2万9千の商店がこの申し合せに参加した。これを契機として労働省においてはこの制度を全国的に推進することになり、37年4月現在36都府県下の市区町村における約36万の事業場において実施されており、約68万7千人の労働者がこれに依つて労働条件の向上をもたらされている。

週休制の実施状況

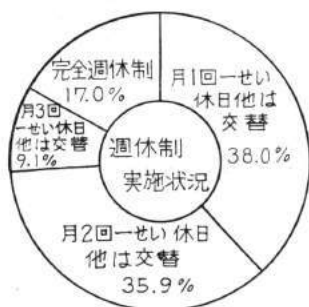
37年4月現在の一せい週休制の実施状況は次のとおりである。

地域別に週休制を実施している団体は4千755団体、実施事業場38万5千、労働者数70万3千人となつている。また業種別団体で実施しているものは小売業を筆頭に理容業、卸売業、クリーニング業、娯楽業等に多くみられ合計では9千426団体、実施事業場数43万9千、労働者数134万3千人となつており、地域別・業種別を合計すると1万4千181団体、82万5千事業場、労働者数204万6千人となつている。

これを35年3月末現在の実施状況と比較すれば、団体数において4千628団体、実施事業場数において4万9千、労働者数において62万4千人の増

加となつてゐる。

次に一せい休日を内容別にみると、完全週休制を実施している団体は、週休制を実施している団体の17.0%にあたり、月3回一せい休日他は交替のものは9.1%、月2回一せい休日他は交替のものは35.9%、残りは月1回一せい休日他は交替のものとなつてゐる。

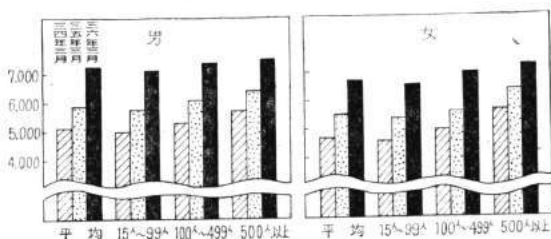


(2) 賃 金

初任給の上昇率は最高

中学校を卒業し直ちに就職した者の初任給を中位数でみると男子7千300円、女子6千790円と前年に比べて23.5%、21.9%とこれまでにない上昇率を示している。また上昇率を規模別にみると15人～99人の規模において24.0%と最高

性別・規模別初任給



を示し、規模が大きくなるに従つて上昇率は低下し、前年に引き続き規模間の格差の縮少がみられた。

次に産業別に初任給額をみると（調査数が少く誤差率が大きいと思われる農林水産業を除く）運輸通信・電気ガス水道業が男子7千420円、女子7千40円と最も高く、次いで製造業の男子7千390円、女子6千870円が続いており、この製造業のうちでも特に金属機械器具製造業が男子7千540円、女子7千310円と高額を示している。一方サービス業は男子6千460

円、女子6千160円で最も低いが、対前年度上昇率では男女それぞれ31.3%、27.0%と最高を示しており、この結果産業別の初任給格差は縮少している。

産業別・性別初任給賃金

産 業	男			女		
	36年3月	35年3月	対前年比	36年3月	35年3月	対前年比
	※		%	※		%
農 林 水 産 業	8,500	3,730	+127.9	4,730	5,500	-14.0
鉱 業	7,240	5,610	+29.2	6,640	5,330	+24.6
建 設 業	7,000	5,500	+27.3	6,530	5,350	+22.1
製 造 業	7,390	6,020	+22.8	6,870	5,680	+21.0
織 維 工 業	7,120	6,100	+16.7	6,750	5,740	+17.6
金属機械器具 等 製 造 業	7,540	6,410	+22.8	7,310	6,000	+21.8
卸売業・小売業	6,850	5,580	+22.8	6,440	5,190	+24.1
金融・保険・不動産業	6,500	5,720	+13.6	6,520	6,070	+ 7.4
運輸通信・電気・ガス 水道業	7,420	6,040	+22.8	7,040	5,810	+21.2
サ ー ビ ス 業	6,460	4,920	+31.3	6,160	4,850	+27.0
合 計	7,300	5,910	+23.5	6,790	5,590	+21.5

最低賃金制の実施状況は前年の2倍以上

34年7月最低賃金法の施行以来最低賃金に関する一般の理解が深まるとともに、高度の経済成長のもたらした労働力不足等が、業者間に最低賃金制導入の機運を醸成し急激な増加を示している。

36年12月現在における最低賃金制の実施状況は、最低賃金法第9条の業者間協定に基づく最低賃金618件、第10条業者間協定に基づく地域的最低賃金23件、第11条労働協約に基づく地域的最低賃金2件、合計643件、この適用をうける使用者数は7万人、労働者数は120万6千人となっている。これは35年12月末日現在に比べると件数において383件、使用者数4万5千人、適用労働者数75万8千人と大幅な増加を示している。

最低賃金決定状況を産業別にみると製造業が最も多く565件、適用労働

者数 109万 5 千人で総件数の約88%、適用労働者の約91%を占めている。
次いでサービス業の35件、適用労働者数 3 万 8 千人、卸売業・小売業の22
件適用労働者数 2 万 5 千人がこれに続いている。

このように最低賃金制の急速な普及は、年少労働者を含めた中小企業に
働く労働者の賃金等を中心とする労働条件の向上に直接または間接に貢献
している。

中小企業退職金共済には60万人が加入している

中小企業に働く従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを

産 業 別 加 入 者 数		
産 業	共 済 契 約 者 数	被共済者数
全 産 業	人 48,464	人 601,030
農 林・漁 業	313	6,118
鉱 業	170	4,327
建 設 業	1,952	31,749
製 造 業	24,390	405,571
運輸・公益事業	1,349	27,016
商 業	16,394	102,618
金融・不動産業	160	1,330
サ ー ビ ス 業	3,736	22,301

目的として34年5月に制定さ
れた中小企業退職金共済制度
の加入者は年々増加しており、
37年5月現在共済契 約 者 数
(退職金共済契約の当事者で
ある事業主) は4万8千人、被
共済契約者数 (共済契約によ
り事業主の雇用する従業員に
ついて退職金を支給すべき
者) 60万 1 千人となっている。

規 模 別 加 入 状 況		
規 模	共 済 契 約 者 数	被共済者数
計	人 48,464	人 601,030
1 人～ 4 人	14,737	36,980
5 人～ 9 人	12,262	75,355
10 人～ 19 人	10,950	134,748
20 人～ 30 人	5,178	110,701
31 人～ 50 人	3,188	108,662
51 人～100 人	1,929	111,312
101 人～200 人	220	23,272

次に産業別に加入状況をみる
と製造業が最も多く共済契約
者では全体の50.2%、被共済
者では67.4%を占めている。
これに続いて多いのは商業で
共済契約者数では33.8%、被
共済者数では17.0%を占め、
製造業、商業の両方で共済契
約者の84.0%、被共済者の

84.4%を占めている。

また、規模別に加入状況をみると、共済契約者数では1人～4人の規模が最も多く30.2%に当る1万4千737人、ついで5人～9人の25.3%、1万2千262人、10人～19人の22.6%、1万950人となっており小規模損事業場が数多く加入している。

(3) 監督実施状況

労働基準法は、年少労働者を保護するため、労働時間休日などのほか最低年令、坑内労働、危険有害業務の就業制限など多くの保護規定を設けている。

35年1月から12月の間労働基準監督機関が実施した監督状況を述べてみよう。

使用許可件数は約2万件

満15才未満の児童の労働は原則として禁止されているが、製造業、鉱業、土建業、運輸交通業、貨物取扱事業を除き、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、労働基準監督署長の許可を受けて児童を使用することができることとなっている。許可を与えている主な職業は新聞配達、牛乳配達、ゴルフキャディ、映画演劇の子役などとなっている。

35年の許可件数は1万9千461件となっている。

労働時間の違反約1万件

労働基準法適用事業場に対する定期監督の実施状況は35年中に約13万6千事業場を監督し、そのうち約七万8千の事業場において違反が認められた。違反事業場のうち年少労働者の保護条項に関する違反のあつたものをみると、労働時間に関するものが最も多く9,560事業場(違反率7.0%)、休日労働に関するもの5,316事業場(違反率3.9%)、深夜業に関するもの

1,150事業場（違反率0.9%）が主なものとなっている。

注) 違反率 = $\frac{\text{違反事業場数}}{\text{監督実施事業場数}} \times 100$

定期監督実施状況（年少労働者関係主要法条項）

事項 業種	監督 実施事業 場数	違 反 事 業 場 数	主 要 事 項						
			労 働 時 間	休 日	深 夜 業	最 低 年 令	※ 坑 内 労 働	※ 就 業 制 限 (技 能 経 験)	※ 就 業 制 限 (有 害 危 険)
業 種 計	135,909	77,795	9,560	5,316	1,150	250	26	701	612
主 要 産 業									
工 業	84,170	48,272	8,623	4,469	1,013	104	1	371	285
土 建	27,280	15,290	196	134	20	10	13	218	194
商 業	3,487	2,164	196	286	62	108	—	—	3
金融広告	2,353	1,229	31	10	7	2	—	2	—

※は女子の違反を含む

法規違反状況を産業別にみると、製造業のほか商業、金融広告業などの非工業的企業の多くにおいて違反率が高い。絶対件数からみると、工業的企業において、大半の違反件数を占めているが、これは女子年少者の保護が労働基準行政の重点とされ、女子及び年少労働者を多く使用する工業的企業に監督が重点指向された結果によるものである。

次に、35年中における年少者関係法規に関する労働者の申告状況についてみると、総申告事業場数25,714のうち、年少者の労働時間に関するもの1,100、年少者の休日に関するもの411、年少者の深夜業 211、最低年令に関するもの35、坑内労働に関するもの4（女子を含む）となっている。

5. 職業訓練と教育

義務教育を終えた青少年を対象とする教育訓練機関は全日制高等学校、定時制高等学校、高等学校通信教育、高等学校別科をはじめとし、各種学校、青年学級、社会通信教育、公共・事業内の職業訓練所、その他経営伝習農場などがある。このうち勤労青少年の教育に特に関係の深い定時制高等学校、高等学校通信教育及び職業訓練について現状をみてみよう。

全日制・定時制別生徒数の構成の推移

全日制	79.1(%)	定時制	昭和30年
79.8			31
81.3			32
82.3			33
83.0			34
84.0			35
85.0			36
86.3			37

資料：文部省統計速報 No. 97

定時制高等学校生は45万人

37年度における定時制高等学校数は併置を含めて 1,638校、設置別によ

定時制高等学校生徒数

年 度	実 数	指 数
	千人	
昭 和 28	567	100
29	549	97
30	535	94
31	541	95
32	537	95
33	537	95
34	543	96
35	516	91
36	465	82

資料：文部統計

高等学校通信教育は7万人が利用している

高等学校通信教育は、勤労青少年に高等学校教育の機会を与えるために昭和23年度に発足したもので、昭和30年度からは通信教育のみによつて高

高等学校通信教育の実施校数と生徒数

年 度	実 施 校 数		生 徒 数	
	実 数	指 数	実 数	指 数
昭 和 25	82	100	18,300 ^人	100
30	70	85	46,000	251
35	70	85	65,400	357
36	68	83	72,047	394

等学校普通課程の卒業資格が、昭和33年度からは同じく一部の職業課程の卒業資格が与えられるようになっていく。36年度現在、高等学校通信教育を実施している学校数は公立66、私立2の計68校、生徒数は公立71,637人、私立410人の計72,047人となっている。これを35年度の状況と比較すると実施校は2校減少しているが、生徒数は約7千人の増加となっており、昭和25年当時の生徒数の4倍弱に当たっている。

このような通信制生徒の増加は定時制高校生生徒数が横ばい乃至は減少の傾向にあることからみれば特徴的である。

職 業 訓 練

職業訓練は、広義の職業教育の一種であるといえるが、高等学校教育のうちで行なわれる職業教育は、職業に関連する学科及び技術の基礎的な知識の習得に重点を置くのに対し、職業訓練は、直接職業に必要な技能の習得を重視するものである。

職業訓練は大別して公共職業訓練と事業内職業訓練がある。

公共職業訓練

求職者に対して職業に必要な基礎的な知識技能を訓練することを主たる任務とする都道府県立の一般職業訓練所は、36年度には284カ所において延862の訓練職種について訓練を実施している。

次に、雇用促進事業団が設置する総合職業訓練所は求職に対してだけでなく、雇用されて現に職場にある労働者をも対象として、金属、機械関係

の職種を中心とした高度の訓練設備を整備し、専門的な技能に関する職業訓練を行なうもので、全国に42カ所あり延 360の訓練職種について訓練を行なっている。

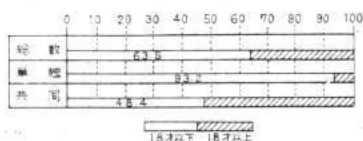
身体障害者職業訓練所は身体に障害があるもので一般職業訓練所等において職業訓練を受けることが困難であるものに対して、その能力に適応した職業訓練を行なうことを任務とするもので、これは国又は都道府県が設置運営する。36年度には国立8カ所の訓練所において訓練が実施されており、その運営は都道府県に委託されている。

昭和36年4月末現在の訓練生は、一般職業訓練所には2万6千311人在所しており、その58.0%に当る1万5千162人は年少者となっている。総合職業訓練所には1万2千860人が在所しており、その51.3%に当る6千596人は年少者となっている。また身体障害者職業訓練所では在所数1千16人でその37.4%に当る380人が年少者となっている。

事業内職業訓練

36年4月末における事業内職業訓練実施状況は、単独職業訓練実施事業所 335カ所、共同職業訓練実施団体 534団体（構成事業場数約3万2千）となっている。訓練生総数は6万8千人

訓練生年令別構成



で、そのうち単独職業訓練に属する訓練生数は2万3千人（34.0%）、共同職業訓練所に属する訓練生数は4万5千人（66.0%）となっている。また訓練生の年令別構成についてみると、単独職業訓練では93.2%が年少者で占められており、共同職業訓練では訓練生の48.4%が年少者となっている。

6. 年少労働者の福祉

心身ともに未成熟の年少労働者を将来の健全な産業人、社会人に育成することは、ひとり年少労働者の幸福に関係するばかりでなく、企業自身の繁栄に役立ち、さらには国の発展を約束するものとして極めて重要な意義をもっている。働く年少者の健全育成を達成するためには、職場における適正な労働条件の確保並びに向上が基本的要件となることは勿論であるが、これにあわせて特に年少労働者については、年少者であることの特徴を配慮した福祉対策が絶対不可欠である。近時の求人難を契機として年少労働者に対する積極的な福祉対策の必要性が漸く一般に認識されはじめ、福祉施設の設置やレクリエーションの実施、また初任給の引上げや、退職金共済制度への加入等広汎にわたる改善が中小企業自身の自主的な活動としてすすめられるようになった。

労働省としてもその一層の促進をはかるため年少労働者福祉員制度の設置や勤労青少年ホームの設置拡充等の積極的施策を実施している。

(1) 年少労働者福祉員の活動

年少労働者福祉員は労働省の勧奨によつて中小企業団体に自主的に設置され、団体所属の事業場に働く年少者の福祉の増進を図るための中心的な活動を行なう者である。

昭和33年この制度が実施されて以来、今日までの4年間に年少労働者福祉員となつた者は昭和37年8月現在10,000名を数え、それぞれの所属する企業集団の実情に添つた福祉活動を活発にすすめている。

福祉員が年少労働者の福祉の増進をはかるために行なう主な業務は①余暇時間の善用指導に関すること。②保健衛生に関すること。③生活相談に関すること。④一般教養および教育に関すること。⑤労働条件、労働環境および職場における人間関係に関すること等であるが、現在まで福祉員に

よって行なわれている活動の内容を分類してみると次のようなものがある。

- ④ 年少労働者やこれを使用する者等からの年少労働問題についての相談に応じ、その解決に努めているもの。
- ⑤ 使用者や主婦に対して年少労働者の使い方等についての啓蒙指導をしているもの。
- ⑥ 週休制、一斉閉店の実施等労働条件の改善や、各種社会保険や中小企業退職金共済制度への加入促進に努めているもの。
- ⑦ 商店街等で従業員の健康診断を定期的の実施させる等、年少労働者の保健の向上に努めているもの。
- ⑧ 年少労働者の仲間づくりやグループ活動を指導援助しているもの。
- ⑨ 年少労働者の資質の向上をはかるための実務講習や教養講座を開設したり、青年学級の設置促進に努力しているもの。
- ⑩ 篤志家より図書の寄贈を受け、巡回店員文庫を実施し、また自宅の一室を図書室として解放しているもの。
- ⑪ 映画観賞会、レコードコンサート、各種運動会等のレクリエーションを実施しているもの。
- ⑫ 興業組合に働きかけ、年少労働者のために映画館の入場料金の割引を実現しているもの。
- ⑬ 共同給食施設、海の家、山の家等の福祉施設を設置運営しているもの。
- ⑭ 働きながら学ぶ年少者のために奨学金制度を実施しているもの。

(2) 福 祉 施 設

年少労働者の健全な育成を図るためには、その余暇生活を充実させることが必要であるが、近時週休制や一斉閉店などにより余暇時間の増大をみたにも拘らず、余暇に関する配慮はことに中小企業において十分とは考えられない現状にある。

就中福祉施設の設置については中小企業の経済的制約からくる限界もあつて、大企業に比し著るしく劣っていることは否めない。

昭和34年に婦人少年局が実施した「年少労働者の余暇状況実態調査」によつて、余暇を利用して運動や、レクリエーション、娯楽、趣味・教養、休養、教育訓練のための施設をもっている事業場をみると規模 300人以上製造業では調査事業場の75%が運動施設をもち、また、56%が休養室をもち11%が娯楽・趣味等の施設をもっているが、商業および 100人未満の製造業では殆どみるべきものがない。

一方、これを補うことのできる地域の福祉施設の現状も貧困である。同じ調査によつて年少労働者の「居住する地域に利用可能な運動場、図書館、公園等の施設がある」と答えた者は、全体の25%で、「施設がない」と答えた者が63%におよんでいる。

このような現状から、最近、福祉施設の設置促進の機運が高まり、勤労青少年ホームやいこいの家、集会場等が地方公共団体や業者団体の手で建設されるようになり、また共同給食、共同宿舍等の設置も盛となつて、恵まれない中小企業の年少労働者のための福祉増進が着々と図られ実現されている。この動きの大きな力の一として、年少労働者福祉員の活動はものがせない。

勤労青少年ホーム

勤労青少年ホームは、中小企業に働く年少者の福祉の増進を図り、その健全育成とあわせて中小企業の労働生産性を高めることを目的として、国（労働省）が地方公共団体に対し補助を行なつて建設される福祉施設である。

昭和32年愛知県にはじめて設置されたが、現在までに次の6カ所の開設をみた。

- 秋田県立能代勤労青少年ホーム（能代市能代町字出戸沼）
- 愛知県立勤労青少年ホーム（名古屋市西区天神山町1丁目）

- 大阪府立勤労青少年ホーム（大阪市東区石町2丁目）
- 大阪市立勤労青少年ホーム（大阪市東区安土町1丁目）
- 京都市立勤労青少年ホーム（京都市北区紫野北船岡町）
- 福岡県八幡市立勤労青少年ホーム（八幡市油田町9）

青少年ホームは近代的なホール、集会室、娯楽室、休養室、相談室、図書室、浴室、軽運動設備等を備え、中小企業に働く年少者の教養・娯楽および健全な交友の場としての機能を果たすとともに、その生活相談・職業相談にも応じ、また実務講習会等の開催によつて職業能力向上の機会を与える等、働く年少者のためにゆきとどいた配慮がなされている。各勤労青少年ホームとも常時年少労働者のために開放され、その利用状況は頗る活発である。

（3） 年少労働者の余暇活動

働く者にとつて、その生命、健康の保持と労働力の再生産のために、適当な余暇を持つことは極めて重要である。

特に心身の形成期にある年少労働者にとつて余暇の有無やその利用方法等の問題は大きな意義をもっている。

イ 年少労働者の余暇の利用状況

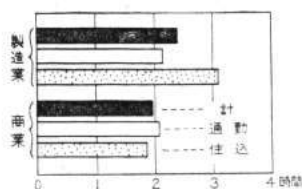
年少労働者の余暇は、労働日における終業後の自由時間と、休日・休暇がその主たるものである。

① 労働日の余暇

昭和34年婦人少年局が製造業・商業を対象に行なつた「年少労働者余暇利用状況実態調査」（以下、単に調査と云う）によると労働日の平均余暇時間は製造業で2時間23分、商業1時間58分、事業場の規模や通勤住込別によ

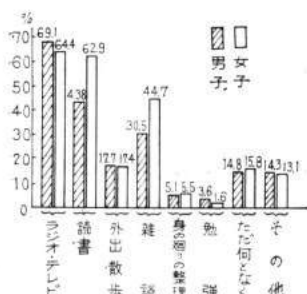
つて相当のひらきがあり、小規模の商業における住込みの余暇時間は1時

終業後の平均余暇時間



資料：婦人少年局年少労働者余暇利用状況

終業後の余暇の態様



資料：婦人少年局「年少労働者余暇利用状況調査」

休日の条件が悪くなっている。休日の過ごし方をみると、「休日を自由に過ごすことが出来ない」者は、休日があるものの7%で、その理由は通勤者では家事、家業、住込者では店番、留守番や事業主の家事をさせられる。また少数ながら、主人に気兼ねして自由に過せないというのもあった。

「休日には主にどんなことをして過すか」との問に対しては、やはり「映画」が圧倒的に多い(60%)が、ついで男子は「スポーツ」女子は「身廻り整理」「家事」となっている。

年少労働者の余暇利用に関する意識

以上のような余暇の過ごし方をしている年少労働者に対し「余暇を利用してやりたいと思っていることは何か」を調査した結果(前記調査による)、男子は「職業知識の修得」が24%で最も多く、ついで「勉学」「自動車運転免許の取得」「スポーツ」の順となっており、女子では「和洋裁・

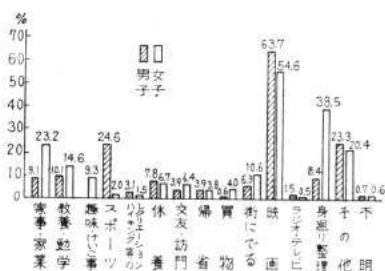
間以下が34%を占めている。

労働日の余暇をどのように使用しているかをみると、家で「ラジオ・テレビ」をみて過すものが最も多く、読書、雑談、外出、散歩の順となつてゐる。

② 休日の余暇

休日が週休制又は月4～5回あるものは製造業80%、商業45%で、商業のうちでも小売業や住込の場合はさらに

年少者の休日の主な過ごし方



資料：婦人少年局「年少労働者余暇利用状況調査」

料理」が65%、ついで「生花・お茶・舞踊・手芸等」「勉学・就学・通信教育」の順となつていて、男女とも学習意欲のさかんなことを物語っているが、このような年少者の希望意識と、実際の余暇利用の状況と比較した場合、その意識が殆ど現実面で反映されていないことをみることができる。その理由として例えば余暇活動のための施設（運動場や、教育機関、集会場等）が手近になかつたり、住込等の場合では長時間労働や事業主の無理解が、余暇を思うように過し得ない状態に年少労働者を置いている等が考えられる。

ハ 年少労働者の余暇活動

次に年少労働者自身による積極的な余暇活動の状況をみてみよう。

① グループ活動

年少労働者は心理的発達過程からみても、親しい友人を必要とする年代であつて、また相談相手としても友人の果たす役割は非常に大きい。よい交友関係を得るとともに社会性や協調性等を養い、人間形成をはかるための手段として健全なグループ活動への参加は大きな意義があるし、ひいては職場の士気（モラル）を高めることにも役立つ。

職場内外を問わず、グループ等または青年団等に参加している年少労働者の数は、調査によれば、製造業17%、商業10%の低率であるが、事業場規模や通勤・住込別によつても差がある。

グループ活動の内容はスポーツを中心とした活動参加が最も多く、音楽、生花、お茶、文学等の趣味、教養への参加、登山、旅行、ハイキング等レクリエーション活動や青年団活動等が行なわれている。

昭和36年末現在婦人少年局の調べでは、全国の働く年少者のグループは314で、参加年少労働者数は24,672人に達している。

グループを構成メンバーからみると、○職場内の年少者の集まり、○店員の集まり、○住込従業員の集まり、○農村青少年の集まり、○業種団体内の年少者の集まり、○訓練所・通信教育生・同窓生の集まり等さまざま

のものがあつて、また、多くのグループが機関誌を発行している。

なお働く年少者のグループの中でも、単に趣味的な活動のみにとどまらず、広く視野を広げて青少年問題或いは働く年少者の諸問題に関する基礎的な調査・研究を行ない、その結果を発表するなどの活動をしているグループもみうけられる。

例えば、福岡市のこだまグループ（中小企業に働く青少年の集まりで店員、工員、お手伝いさん、事務員等が会員である）は、福岡ユネスコ協会から「子供の幸福のために」という調査研究の一部門である“青少年の非行化防止”をテーマとする研究を委嘱され、現代社会の不良青年の増加についてその原因と対策を働く青少年の立場から究明するために昭和36年7月から3ヶ月間にわたり実態調査を行ないレポートを作成し表彰を受けた。

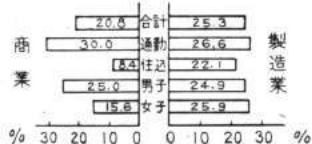
また住込店員の集まりである志行会（全国的組織をもつ）では昭和37年4月住込店員の实態調査を行なつて、住込店員の実情を知る上での数少ない貴重な資料を一般に提供した。

② 就 学

年少労働者の有効な余暇利用の一方向として大きな意義をもつものに就学等がある。定時制高校、タイプ、珠算等の学校、又は塾に通学するもの、通信教育、職業訓練等の教育を受けている者は相当数にのぼっている（注 既述「5. 職業訓練と教育」の項参照）。前述の余暇利用状況実態調査によつても、調査労働者の24%が何らかの形で就学をしていることが認められている。

しかし就学するにはかなりまとまつた余暇時間を必要とし、また若干の

就学者の割合



資料：婦人少年局「余暇利用状況実態調査」

経済的支出を要求されるので、その労働者の置かれた職場環境や生活環境の条件が或程度整備されていることが必要となり、拘束時間の長い商業は就学率が悪く、さらに住込では非常に低くなつてゐる。

就学の種類をこの調査からみると定時制通学者が最も多く全就学者の56%を占め、ついで和・洋裁、料理、珠算、タイブ等の学校又は塾が28%、事業内訓練9%、通信教育、青年学級3%となっている。

二 余暇活動上の問題点

働く年少者が余暇を充分に得られ、それを有効に使用し、自らの人間形成に役立たせ、豊かなはりのある生活を送り迎えることが出来るようにするためには、なお各種の配慮が必要である。

即ち、

- ① 余暇が充分与えられるよう適正な労働時間、休日の確保をはかること。
- ② 余暇活動に利用し得る福祉施設を事業主および地域社会の協力によつて整えること。
- ③ グループ活動を健全にすゝめるための具体的な指導援助を行なうこと。
- ④ 事業主の余暇の必要性に対する認識を高めること。
- ⑤ 年少者自身の余暇善用のための積極的な意識を高めること。

等が主な問題として考えられるが、これらについては現在、関係者の努力により漸次改善の方向に進みつつある状態である。

7. 最低年令未満の児童の労働

労働基準法では労働し得る最低の年令を満15才と定め、15才に達しない児童の就労は一部を除き原則として禁止している。児童の成長発達段階に応じて労働を禁止または制限することは、広く各国の行なうところであり、国際労働条約でも工業に使用し得る児童の最低年令を満15才、非工業的労務に使用し得る児童の最低年令を満13才としている。

最低年令の除外例として児童の健康および福祉に有害でなく且つ軽易な労働と認められる一定の非工業的企業の業種においては満15才未満でも修学に差支えない範囲で、修学時間を通算して労働時間7時間の就労が認められている。

最低年令未満の児童が使用許可を受けて就労する業務の代表的なものとして新聞配達、ゴルフキャデー、映画・演劇の子役等がある。

最低年令未満の児童労働の特殊性は修学と関連することにより、この意味で、最も問題となるのは、長欠就労児童の保護で、学校を長期に亘り欠席し就労している児童の中には往々にしてその健康および福祉面に有害な職場に不当雇用されている場合が見受けられ、しかも貧困や親の無理解が児童を学校に帰さないような事例にしばしばそう遇するが、こうしたことについて関係機関が密接な連繋をとつて対策を検討している。

(1) 新聞配達

新聞配達少年の数は全国で約15万人と推定され、最低年令未満の児童がその多くを占めている。婦人少年局では昭和36年5都市（仙台、東京、名古屋、大阪、福岡）においてその実態調査を行ない、児童の保護福祉の向上への基礎資料としている。

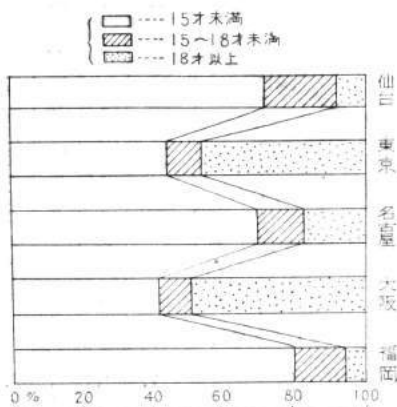
調査結果の概略を下記に記述する。

イ 新聞配達に従事する児童の割合

新聞配達に従事する労働者のうち、15才未満の児童の占める割合は、名古屋、仙台、福岡では約70～80%、大阪、東京は40%位である。

これらの児童が朝・夕刊のいずれに多く従事するかは、地域により大きな違いがあり、仙台では児童の54%が朝刊を配達し、41%が

年令階級別新聞配達従事者数



資料：婦人少年局「新聞配達に従事する年少者の労働実態調査」

新聞配達児童の朝・夕刊別の割合

		朝・夕刊別			
		児童計	朝刊	夕刊	朝夕刊
仙 台	583		%	%	%
	100%	54	41	5	
東 京	323				
	100%	33	46	21	
名 古 屋	327				
	100%	6	11	83	
大 阪	238				
	100%	7	12	81	
福 岡	652				
	100%	19	44	37	

資料：婦人少年局「新聞配達に従事する年少者の労働実態調査」

夕刊を配ばり、残りの5%が朝・夕刊両方を受持つているが、名古屋、大阪では80%以上が朝・夕刊両方を受持つている。

ロ 労働条件

① 仕事の内容

新聞配達児童の仕事は、単に配達だけに限ら

れている場合と、折り込み、集金、読者拡張等の仕事のいずれか1以上をあわせ持つ場合があり、東京では配達だけに従事する年少者の割合は60%であるが、福岡、名古屋では10%以下となつていて、90%以上が前記の副次的仕事をあわせもつている。

このような読者拡張や集金の業務は児童に不当な精神的負担をかけることとなり、教育的見地から好ましくなく問題となる。

仕事の内容別新聞配達児童の割合

項 目 地 区	総 数	新聞配達 だけするもの	新聞配達と			新聞配達と			新聞配 達・読者 集金・読 者集金・ 紙と	新聞配 達・読者 集金・読 者集金・ 紙と	そ の 他	不 明
			おりこ みをするもの	集金 をするもの	読者 拡張を するもの	おりこ みをするもの	集金 をするもの	読者 拡張を するもの				
東 京	100.0	60.8	23.8	—	1.3	3.1	0.4	6.7	3.1	0.4	—	0.4
名 古 屋	100.0	4.4	8.5	4.1	1.5	32.1	0.7	15.1	27.0	5.9	0.7	—
福 岡	100.0	7.9	31.3	7.9	1.8	6.7	—	30.4	11.6	1.8	0.6	—

資料：婦人少年局「新聞配達に従事する年少者の労働実態調査」

㊦ 集合時刻

販売店へ朝集合する時間は、午前3時半から5時以降まで分布しているが、5時前に集合するものが多くみられ、配達時刻（5時以降）まで紙わけ、折り込みなどの作業に従事する場合がかなりみられる。このことは労働基準法62条の深夜業禁止条項との関連において問題がある。

㊧ 労働時間

配達に要する時間は2時間未満の者が非常に多いが（仙台98%、福岡95%）、朝夕刊のいずれか一方の配達ですでに1日の労働時間を越える者があり、朝夕刊両方を受持つている者は殆んど労働時間（修学時間を含めて7時間）の制限を超えている。因みに朝夕両方を受持つている者は名古屋、大阪では80～90%、東京、福岡では30～40%の割合である。

㊨ 休 日

新聞休刊日（日本新聞協会の申合せにより日を決めるが、略1月2日、5月3日又は5日、9月23日）以外に配達の休みが無いと答えた者は福岡、大阪、名古屋では87～93%におよんでいるが、仙台、東京では16%、38%と比較的少ない。

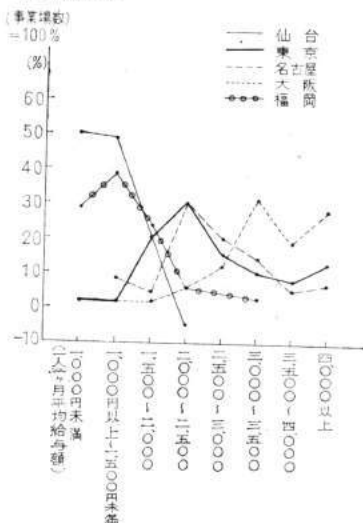
このうち、仙台は51%が月の2回の休日をもち、12%が週1回又は月4

回の休日が与えられている。東京でも12%が月3回の休日を、9%が週1回又は月4回の休日を与えられている。

⑥ 賃 金

児童の1ヶ月1人平均給与額は1千円未満から4千円以上にわたって分布しているが、賃金階級別の事業場分布をみると、東京では2千円以上2千500円未満の事業場が最も多く(30%)、名古屋では3千円以上3千500円未満(34%)が最も多くなっているが、反対に仙台では1千円未満の低い事業場が50%にもおよんでいる。

新聞配達児童の賃金階級別事業場分布



資料：婦人少年局「新聞配達に従事する年少者の労働実態調査」

ハ 家庭の生活程度

担当教師からみた新聞配達就労児童の家庭の生活程度を「貧困」および

家庭の生活程度別年少就労者数



資料：婦人少年局「新聞配達に従事する年少者の労働実態調査」

「やや貧困」のものと、「普通」およびそれ以上のものとに分けると、後者の占める割合は33%~55%で、就労が家計の補助のためのものでないものを多へ含んでいることを示している。

また、両親の有無をみると両親のそろっている者が大部分で約70%~90%におよんでいる。

ニ 学 校 生 活

配達児童自身が、配達をするため「勉学上に困難がある」と述べたものは各地とも概ね30～40%であつて、その具体的な点として「時間に余裕がなく予復習や宿題をやる時間がない」というのが第一に多く、次いで「授業中ねむくなる」「遅刻をする」「クラブ活動が出来ない」「疲労感」等が訴えられている。

ホ 結 論

以上新聞配達児童労働の実態調査の概略を記したが、その中には労働の基本的条件である労働時間、休日、賃金、さらには配達途中の災害等に関連する多くの問題が未解決のまま存在し、福祉や健康面で児童におよぼす影響は看過できないものがある。

これが解決のためには事業主の労働条件改善等に関する努力の必要もさることながら、家庭、学校、さらには新聞配達の特異性からくる社会一般のおとなによる児童の保護、福祉のための協力、援助が積極的にのぞまれている。

(2) ゴルフキャディー

近時のゴルフの隆盛に伴なつて臨時キャディーとしてのスクールキャディー（中・高校生）の数は著るしく増大し、最低年令未満の児童の就労分野としては新聞配達に次いで大きいとされている。

婦人少年局では昭和36年12月～37年1月末日かけて全国の221ゴルフ場に対し通信による実態調査を行なつた。

以下調査結果の概略をのべる。

イ キャディー数

調査事業場 221のうち回答のあつた 165事業場のキャディー数は23,000

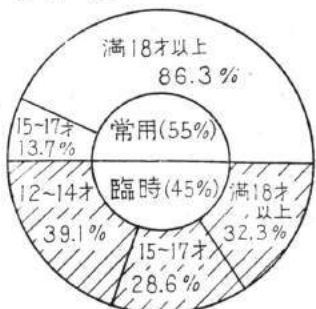
人で、このうち常用は55%、臨時は45%で性別には男子のキャディーは常用臨時合せて26%で女子の方が多い。

年令別をみると常用には15才未満の児童はみられず15～17才の年少者は14%を数えるのみであるが、臨時キャディーは反対に15才未満(中学生)が39.1%、15才～17才の者が29%と臨時キャディーの約7割近くが18才未満で占められている。

ロ 使用時期

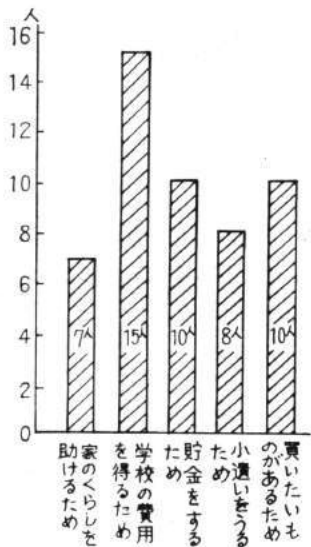
スクールキャディー(中学生)は多く春から秋にかけての繁忙期に臨時雇用されるが、彼等は通常毎日を雇用

臨時・常用別、年令別キャディー数



資料：婦人少年局「ゴルフキャディー労働実態調査」

就業の理由



資料：婦人少年局「ゴルフキャディー労働実態調査」

されるわけではなく、多くは日曜・祭日のみの使用で57事業場35%、ついで土曜・日曜・祭日に使用する事業場が41で21%である。

ハ 家庭の状況

スクールキャディーは多くゴルフ場近辺に住む子供たちになるので、その家庭は農家が多く、41.2%の事業場が主として農業の子弟を雇っている。生活程度は中流以下がほとんどで中流家庭が58%、下層家庭のものが25%みられる。

スクールキャディーに対し就業の理由を調査した結果は「学校の費用を得

るため」が質問に答えた35人中15人で、以下「貯金をするため」「買いたいものがあるため」と続き、「家のくらしを助けるため」との回答は最も少なかった。

ニ 労働の態様

キャディーの業務は、バッグを担つてゴルファーに従がい、ゴルフ場の定められたコースを一巡するのであるが、その歩行距離はホール数、ゴルファーの技倆、組人数等によつてもその都度こととなる。ゴルフ場の正規のコースは通常18ホールである。

④就業時間（拘束時間）

土曜日の就業時間は2～4時間未満が一番多く65%を占め、4～6時間未満のもの21%で平均4.9時間となつている。

日曜、祭日の就業時間は6～8時間未満が43%を占めて一番多く、8～10時間未満のものも28%みられる。1人平均就業時間は6.8時間となつている。

また夏休み等の就業時間は38%が6～8時間未満であり、8～10時間未満25%、4～6時間未満22%となつている。

ホ 1 バック平均重量

土曜日に使用する1バック平均重量は7.5～8kg未満の事業場が最も多いが、10～12kgのものもあり、日曜、祝祭日では10～12kgの重量の事業場が増えている。

ヘ 賃金

スクールキャディーの賃金は一般に1ラウンド当りを基礎とした出来高給の形をとつているが、その賃金は100円以下から400～500円未満まで広い範囲にわたつている。

1ラウンド当り180～200円未満を支払う事業場が一番多く、220～260

円未満の事業場がこれに次いでいる。

そのほか手当としては精皆勤手当、雨天手当、重量手当、日没手当、時間手当等諸種の手当を支給する事業場があり、出勤したが客数、天候等の都合でゴルファーにつけなかつた場合でも「保障給」を支給するゴルフ場が多くみられる。

なお、調査時においてスクールキャディーに対し、先月の手取賃金額はいくらであつたかを問うた結果は31人中12人が1,100～1,500円と答え、ついで2,000～3,000円が9人で最高は4,000円以上のもの1人、最低1,000円未満のもの2人となっており、平均は2,073円であつた。

ト 災害発生状況

1ヶ月平均の災害発生状況をみると、「ある」と答えたものは65.5%で、その回数は月1回から多いものは4回に及んでいる。災害をその発生原因別にみると、ほとんどがゴルファーの打球による打撲で(85%)、その部位は、脚、顔面、頭部、胸部、大腿部等が多く、大半は1週間以内の軽傷であるが、一方休業2週間を超える重傷災害も34件(20事業場)にのぼっている。

チ 結 論

以上みて来た如く、スクールキャディーの労働には、その保護福祉の面からいろいろの問題が提起されている。

例えば① 日曜・祭日等の繁忙時の労働時間が7時間を超える場合がある。

② バッグ重量が労基法の規定する重量物取扱の基準を超える場合がある。

③ 打球による災害事故の発生

④ ゴルファーよりの影響で生活がはでになり易い。

⑤ キャディーの職業的性格からくる卑屈感が勤労に対する正し

い考え方や意欲を阻害する。

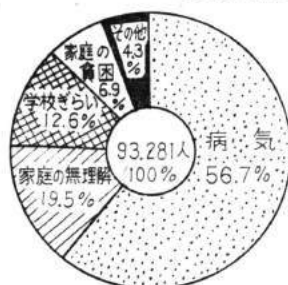
等の好ましくない影響が児童を不良化に導くおそれも考慮される。

(3) 長欠就労児童の保護

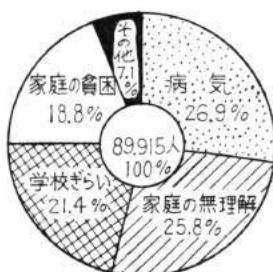
義務教育課程に就学中であり乍ら、学校を長期にわたり欠席し就労している児童に対する保護活動は、その問題の特殊性にかんがみ、昭和33年5月から婦人少年室協助員を中心とするケースワークが開始された。

ケースワークは該当児童1人1人についてその生活環境を調査し、就労の排除と防止につとめるほか、児童の復学、家庭生活の援助指導まで広汎にわたる活動を地道に展開し、着々とその効果を収めている。

長期欠席した理由は何か



小学校

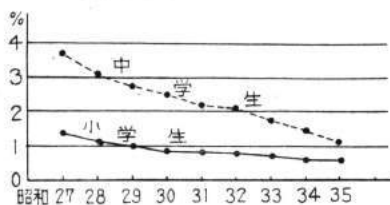


中学校

資料：文部省「長期欠席児童調査」(昭和33年)

文部省の長期欠席就労児童、生徒調査結果によれば、昭和35年4月から36年3月までの1年間に通算して50日以上学校を欠席したもの

小中学校の長欠率の推移



注) 1年間通算50日以上学校を欠席した者の百分比を示す。

資料：文部省(昭和36年)

(長期欠席者と称す)は、

小学校79,818人(在学者の0.67%)

中学校75,866人(在学者の1.09%)

であるが、しかしこの数は年々減少を辿っている。

次にその欠席理由を昭和33年度

の文部省調査からみると、小学校では、「本人の病気」が57%を占め、ついで「家庭の無理解」「本人の学校ぎらい」「貧困」の順であるが、中学校では「病気」の率は27%に減り、「家庭の無理解」や「家庭の貧困」等、家庭の事情によるものが45%と小学校の26%に比して約2倍近くになっている。

婦人少年室協助力員によるケースワークが始められてから36年12月までの3年半の間に手がけたケースは 464件、このうち 263件が一応ケースワークの終結をみている。

この中には、学校へ復学したもの、復学の見通しのついたもののほか、養護施設や少年院等に収容されたもの、学校を休んで就労していた期間があまりにも長すぎたため年令も15才を超えてしまつてケース・ワークを中止したもの等も若干含まれている。なお、その他の者については更にケース・ワークが続けられている。

8. 青少年の非行

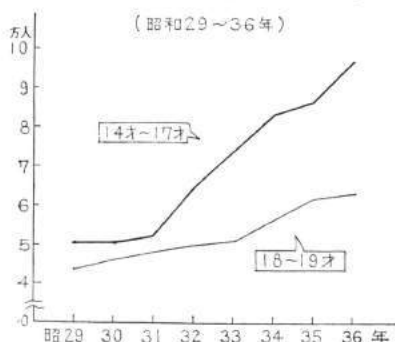
(1) 少年犯罪の概況

イ 犯罪の増加と低年令化

犯罪白書（昭和37年度版）によると昭和36年中に刑法犯の疑で検挙された少年（14才以上20才未満）は15万9千人で、14才以上少年有責人口1,000人に対する割合は14.0人となり、成人の場合の7.3人（成人有責人口1,000人に対する割合）と較べて約2倍の犯罪率を示している。

少年犯罪は年々増加の一途を辿っているが、この数年、とくに低年令層の犯罪が目立つて増えていることが注目される。例えば、14～17才の少年刑法犯検挙人員は昭和29年の5万人から、36年の9万6千人へと約2倍増を示したのに対し、18～19才では4万4千人から6万3千人と約4割増にとどまっている。

少年刑法犯検挙人員の推移
(14才～19才)



資料：警察庁(36年)

この傾向は14～15才の低年令層をみた場合にはさらに顕著であつて、有責人口1,000人当りの少年刑法犯検挙人員は、14～15才では昭和29年においては6.1人であつたものが、36年には11.7人となり、16～17才における8.5人から14.2人への増加を上廻り、また成人のそれが8.4人から7.3人へと減少傾向にあることと比べて著しい相違がある。

なお、成人を含めての全刑法犯検挙人員中に占める少年の割合も昭和30年の18.2%から36年の27.3%に上昇している。

ロ 暴力・性犯罪の増加

次に刑法犯少年の罪種別構成をみると、とくに目立つのは窃盗48.8%粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝等）26.2%で少年犯罪の7～8割がこの二種によつて占められていることは例年と変りはないが、増加傾向からみた場合には粗暴犯および凶悪犯（強盗、殺人、放火、強姦等）が目立っている。

即ち、昭和29年を100とする指数でみると、恐喝は471で最も増加率が高く、暴行(333)、猥せつ(274)、強姦(212)脅迫(210)、傷害(184)がこれに次いでいる。

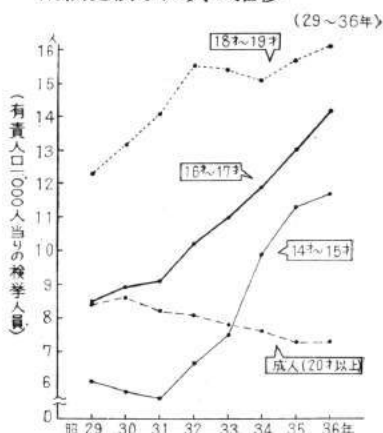
また少年刑法犯罪種別検挙人員の刑法犯全検挙人員に占める割合をみると、強姦(51%)強盗(48%)窃盗(41%)となり、ことに強姦における割合の高い点は注目に値する。

なお、14～15才の低年令層の非行増加と相俟つてその犯罪傾向の悪質化も見のがせない。

即ち、36年の14～15才の刑法犯検挙人員の対前年増加率は総数で27.0%増であるが、罪種別にみると放火49.2%増、殺人27.3%増と凶悪犯罪の増加が目立ち、また窃盗も31.4%増を示している。

ハ 職業別犯罪状況

有責人口 1,000人当り年令別
刑法犯検挙人員の推移



資料：警察庁(36年)

少年刑法犯検挙人員の罪種別構成



資料：警察庁(36年)

少年刑法犯罪種別検挙人員の全 刑法犯検挙人員中に占める率



資料・警察庁(36年)

次に刑法犯少年の職業の有無をみると、昭和36年には有職者は7万5千人で34.7%を占めているが、職業別にみると労務者が最も多く4万1千人(有職者の54%)、次いで商店等の従業員が2万人(26.2%)、勤人又は自由業は7千人(8.7%)となつている。

学生・生徒である刑法犯少年は11万5千人で全刑法犯少年の53%を占め、このうち中学生は6万7千人(学生・生徒の58%)、高校生は1万9千人(同上17%)となつていて、中学生の非行は昭和31年を100とする指数でみると36年は244と2倍半の増加を示して注目される。

なお有職少年のうちでは労務者(工・鉱・建設・交通運輸等の労務者)と従業員(商店・飲食店・接客業・家事使用人等)の増加率はほぼ同程度

少年刑法犯検挙人員の職業別推移 (31~36年) (14才~19才)

	31 年	昭和31年を100とする指数					36 年 構成比
		32	33	34	35	36	
総 数	100	113	122	139	154	197	100.0
有 職 者	100	112	119	132	146	149	34.7
労 務 者	100	121	122	140	165	179	54.0
従 業 員	100	121	137	164	178	172	26.2
勤人又は自由業	100	100	111	116	131	142	8.7
無 職 者	100	105	119	126	119	105	12.2
学 生・生 徒	100	119	128	153	182	224	53.0
中 学 生	100	116	125	151	179	244	58.4
高 校 生	100	139	149	169	209	242	16.9

であるが、35年までをみると、従業員の増加指数の方が急上昇カーブを示している。

昭和36年版の犯罪白書はこのような青少年犯罪の増加をもたらした影響として、余暇時間の増大、家庭生活の変化、人間的結合の稀薄化、消費生活の豊富化、少年の身体的成熟、戦時戦後の混乱期の影響、マスコミの影響の七点を掲げている。青少年非行化防止のためには家庭、学校、社会における教育や適切な就労対策その他広汎にわたる施策と社会一般の積極的協力がとくに必要とされる。

(2) 虞 犯 少 年

虞犯少年とは保護者の正当な監督に服しない性癖があつたり又は正当な理由がなく家に寄りつかなくなつたり、若しくは他人の徳性を害する行為をする性癖がある等、将来罪を犯すおそれのある20才未満の少年をいう。警察庁調べによると、昭和36年1年間に79万8千人が虞犯少年等として補導され、そのうち14～17才は40万4千人、18～19才は23万7千人である。

この虞犯少年等の総数は前年に比べて4万5千人の減少をみているが、年別の推移をみると昭和26～28年の3ヶ年平均補導数を100とした場合の36年の指数は239で約2.4倍の増加となつており、なかでも14～17才は指数257を示している。

このような犯罪行動の早期発見と補導が少年犯罪防止に殊に重要なことはいうまでもない。

次にこれらの虞犯少年等について警察の補導対象となつた行為別からみると、14～17才の少年では補導人員40万4千人のうち、喫煙によるものが11万4千人で最も多く、次いで、怠学・怠業(5万1千人)、不健全娯楽(3万2千人)、盛場徘徊(2万8千人)以下不良交遊、不純異性交遊、家出、飲酒の順になつている。

これに対し18～19才の少年をみると、補導人員23万7千人のうち、やはり喫煙(13万8千人)が最高であるが、次いで飲酒(2万4千人)、不純

異性交遊（1万1千人）怠学・怠業の順となつてゐる。

以上をみると虞犯少年等の約3割が喫煙行為を行なつてゐるが、このように多くの少年を喫煙に導いた責任の一端が社会や成人にあることを反省しなければならない面がある。

また怠学・怠業については学校教育における校外指導の強化、保護者との連絡の緊密化等や職場における人間関係の円滑化、適正指導、クラブ活動の促進等によつてその防止につとめる必要がある。

GAa1/1

労働省婦人少年局

女性と仕事の未来館



00738534

